

第16回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月30日（水）午後2時00分から午後2時52分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（20名）

会長	23番	中村 富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	7番	橋本 浩弥
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（3名）

6番	佐藤 悦啓
8番	田村 信夫
12番	酒井はやみ

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について

第3号 農地所有適格法人報告書の受理について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について
- 第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について

協議

- 第1号 幕別町に対する意見の提出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織
忠類支局農地振興係主事	影山 遼介

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第16回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に9番廣瀬委員、10番棚委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、6番佐藤委員、8番田村委員、12番酒井委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。 事務局から報告をいたします。
忠類支局長	報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告します。 農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和6年10月1日付けの人事異動であります。 農業委員会忠類支局農地振興係の高橋直生が、経済部商工観光課観光係へ異動となりました。後任に、忠類総合支所経済建設課建設管理係の影山遼介が、農業委員会忠類支局農地振興係に併任となります。以上、報告とさせていただきます。
議長	ただ今、事務局から10月1日付け人事異動について報告がありました。報告

議長	第1号について質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。 事務局から報告第2号について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の結果についてであります。 今回、調査対象地、3項目の農地を対象として調査した結果、該当する農地がありませんでしたので、農地パトロール実施要領第2条に基づき、全33件の調査地を選定し、8月にパトロールを実施しました。 先月、9月27日開催の第2回農地パトロール推進会議において、調査の結果の判定を行った結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでした。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第3号について、説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。 提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題

事務局 議長 議長	といたします。 事務局から報告第4号1番から4番について、説明をいたします。 報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。 案件は、議案書3ページから4ページの、今月18日、22日に町公社が利用調整を行った4件で、2番から4番は保有合理化事業となっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。 報告第4号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長 事務局 議長 議長	次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第5号1番から2番について、説明をいたします。 報告第5号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。 案件は、議案書5ページの2件でございます。今月18日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。 報告第5号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。
議長 事務局	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から6番について、事務局から説明をいたします。 議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から6番について、議案書をもとに朗読】 1番から6番の案件は、売買のため合意解約するものです。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますの

	で、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から6番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から6番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、報告第4号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの3件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請するものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。 議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。 【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番から2番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長	次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の編入について」を議題といたします。 議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。 【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番から2番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第5号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。 【議案第5号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。 これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。 この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第5号4番につきましては、小野寺委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (16番 小野寺委員退席)
議長	次に、議案第5号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。これらの案件につきましては、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、議事参与の制限に該当しますので、私の方から説明します。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思われます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 小野寺委員着席)

議長

次に、議案第5号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号5番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番 1番説明いたします。この案件は、北海道農業公社から借受けている農地の利用権を、個人から法人へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明します。この案件は、本年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今

回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、本年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号10番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号11番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号11番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は、令和6年9月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号11番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号12番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号12番について、議案書をもとに朗読】

	以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明します。この案件は、本年9月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社であるため、今回の所有権移転には問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員であります。本日、総会を欠席されておりますことから、私の方から説明いたします。 この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号2番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。

2番の案件は、今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

また、3番の案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号4番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号4番から5番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書4ページから5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番 1 番説明いたします。これらの案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 6 号 4 番から 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 6 号 4 番から 5 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 6 号 6 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 6 号 6 番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第 3 条調査書 6 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明させていただきます。この案件は、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、現地調査には私が代わりに出席しましたので、報告させていただきます。

この案件につきましては、今月 18 日に長谷川委員、佐藤敏博委員、事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 6 号 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 6 号 6 番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第6号7番から8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号7番から8番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書7ページから8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。これらの案件は、今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号7番から8番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号9番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号9番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書9ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。 この案件は、今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。 この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号10番から11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号10番から11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書10ページから11ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号10番から11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号10番から11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書12ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号13番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号13番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書13ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5番	5番説明いたします。この案件は、今月18日に長谷川委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号13番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。 議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。 協議第1号について、事務局から説明をいたします。
事務局長	協議第1号、幕別町に対する意見の提出について、次のとおり決定したいので協議を求めます。本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うにあたり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを農業委員会規則第11条の規定により、農政部会に付託することについて、協議をお願いするものであります。 検討する内容であります。議案の中段の2にございます、国へ対して6項目、町へ対して3項目の内容を予定しているものであります。 また、当該意見書につきましては、来月21日に開催予定の農政部会で案を作成し、同月に行われます第17回農業委員会総会において審議、決定する予定であります。なお、意見書が確定しましたら、速やかに幕別町に対しまして意見書を提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもって、第16回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。